

須坂市農業委員会 令和2年6月総会 議事録

- 1 招集 令和2年6月30日(火) 午後3時00分
- 2 開会 令和2年6月30日(火) 午後3時00分
- 3 閉会 令和2年6月30日(火) 午後4時30分
- 4 場所 須坂市消防本部大会議室

- 5 出席した農業委員 (14人)
出席した農地利用最適化推進委員 (7人)

会長	14番	神林利彦	農業委員	6番	谷口みづ子	推進委員	15番	竹前清孝
会長職務代理	13番	田中郁男	〃	7番	斎藤 稔	〃	16番	小林郁雄
農業委員	1番	坂本正雄	〃	8番	山岸和人	〃	17番	市川和志
〃	2番	茂木 都	〃	9番	中村嘉博	〃	18番	小林英次
〃	3番	中澤秀樹	〃	10番	宮尾哲雄	〃	19番	神林秀明
〃	4番	小林 昇	〃	11番	春原 博	〃	20番	豊田耕一
〃	5番	長野 衛	〃	12番	平野 正	〃	21番	依田浩明

- 6 欠席した農業委員 なし
欠席した農地利用最適化推進委員 なし

- 7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について(→農業委員会許可)

議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について(市街化区域を除く地域内における農地の権利変動を伴わない転用許可申請→知事許可)

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について(市街化区域を除く地域内における農地の権利変動を伴う転用許可申請→知事許可)

報告第7号 農地法施行規則第17条第2項の下限面積(別段面積)の適用の可否について(→農業委員会可否決定)

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(市街化区域内における農地の権利変動を伴う転用の届出→農業委員会の受理通知)

報告第3号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について(2アール未満の届出)

- 8 農業委員会事務局職員

事務局長 荻原一司 局長補佐兼農地係長 丸山孝幸 農地係主査 増村穰亮

- 9 須坂市説明員

産業振興部農林課長補佐 横田宏樹 農政係主査 土屋大輔

- 10 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会5月総会を開会いたします。
本日の会議につきましては、農業委員総数14人中、全員の出席をいただいております。

すので、会議の成立をご報告いたします。

それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行をお願いいたします。

議長

ご苦労様です。本日の総会は、第22期農業委員会での最後の総会となるわけですが、3年間の集大成として慎重審議をお願いします。

6月提出分の3議案につきまして、慎重審議をよろしくお申し上げます。

それでは、議事に入ります。

最初に、議事録署名委員の指名を行います。

須坂市農業委員会 会議規則第14条の規定により、6番谷口フサ子委員、7番齋藤稔委員をご指名申し上げます。

はじめに、議案第8号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数2件を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

推進委員さんで何か補足説明がございますか。

以上で説明が終了しました。これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

3番

No.2ですが、これは農業用倉庫を作ろうとしているのか。議案書の説明文では理解できません。

事務局

もともと2階建ての農業用倉庫があり、その南側に増築する形で申請人居宅を建設するものです。

議案書の説明文ですが、現在、娘夫婦所有する住宅に同居しているが、孫夫婦が同居することになり手狭となるため、隣接する農業用倉庫の南側に接続する形で増築し、申請者住宅としたいに訂正をお願いします。

3番

議案書の地図ですが、ほかの案件の地図も含めて非常にわかりづらいです。また、縮尺も通常2500分の1程度の地図のところ1000分の1で、周辺との位置関係がよくわかりません。場所の説明をお願いします。

議長

事務局の説明をお願いします。

事務局

(口頭で場所を説明)

11番

地図については後日差し替え版を配布していただければ良いと思います。

議長

ほかにありますか。

なければ推進委員さんで何かございますか。

議長

ないようですので、採決いたします。

議案第8号の2件について、意見可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。挙手全員であります。

よって、議案第8号の2件については意見可と決定しました。

議長

次に、議案第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数1件について審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

議長

他にないようですので、推進委員さんで何か補足説明がございますか。

ないようでありますので、以上で説明が終了しました。

議長

これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

3番

譲受人の職業が会社役員になっていますが、これは個人が購入するのですか。

それと、敷地全体の面積はどのくらいですか。

事務局

職業については建設業に訂正をお願いします。

隣接地とあわせて997㎡で、申請者は隣接地の建物を建設現場の足場等を保管する倉

庫として購入しました。隣接地の駐車スペースが狭く、大型車で資材の搬入がしづらいため、申請地に資材を一旦降ろし、ここから倉庫に搬入する計画で、そのための資材置場・駐車場です。

3 番 申請地ですが、通学路でもあり危険ではないですか。それと、資材置場・駐車場となっていますが、説明からすると駐車場ということではありませんか。

事務局 駐車場と資材を仮置きする資材置場ときいており、利用目的をそのまま駐車場・資材置場としました。ご指摘のとおり、資材の仮置きだけで置場としての利用ではないと思いますので資材置場の文言を削除願います。

議長 推進委員さんで何かございますか。

15 番 まず、先ほどから訂正が多すぎると思います

道を挟んだ向かいに小学校があり、資材の積み下ろしを申請地でやるとのことですが、登下校時のような児童が大勢いる中で資材の積み下ろしは危険すぎると思います。

13 番 申請地は小学校のすぐ近くで2時半ころから帰宅する児童が大勢いて、荷下ろしの作業もできないと思いますし、大変危険です。

もう一度、申請者に計画を再検討していただき、改めて申請していただく方が良いと思います。また、小学校はこの件を知らないと思いますので、少なくとも小学校と協議はしてから申請すべきだと思います。

今回は意見可・不可を決めるより、保留にさせていただいて、申請者に計画の再検討をお願いすべきと思います。

18 番 関係機関の同意や学校の同意は整えていただいた方が良くと思います。

議長 ほかにないようでありますので、採決いたします。

議案第9号の1件について意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

(挙手なし)

次に、意見不可とするに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

(挙手なし)

次に、審議保留とするに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。

よって、議案第9号の1件については審議保留と決定しました。

議長 次に、議案第10号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請件数43件を議題といたします。

最初に、NO, 1からNO, 6の6件について審議いたします。

事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようですので、推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようですので以上で説明が終了しました。

これより質疑意見に入ります。

議長 農業委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 推進委員さんで何かございますか。

ないようですので、採決いたします。

議長 議案第10号のNO, 1からNO, 6の6件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。

よって、議案第10号のNO, 1からNO, 6の6件については、決定とすることに決しました。

次に、議案第10号のNO, 7からNO, 28までの22件について、審議いたします。

事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようですので推進委員さんで何か補足説明がございましたか。

- 17 番 昨年の秋、ケールを大規模に生産していた方が高齢化に伴い栽培をやめたいという話があり、生産量が落ちてしまうと生産者組合としての委託契約が解除されてしまうので何とかならないかとの相談があり、今回大きな面積ですが借受人にお願いしました。
- 耕作を辞められる方のアルバイト従業員の方がそのまま借受人に雇用してもらい栽培を継続するとのことです。
- 議長 ないようですので以上で説明が終了しました。
これより質疑意見に入ります。
農業委員さんで質疑意見はございませんか。
- 12 番 申請者の営農計画・資金計画を教えてください。
事務局 (営農計画書をもとに説明)
- 12 番 ケールに限っての栽培計画等の提出はありますか。
事務局 ケールに限っての営農計画はございません。なお、耕作目標は約 3 ヘクタールです。
- 12 番 現状見ると虫だらけで売り物にならない恐れもありますが大丈夫ですか。
事務局 許可後、今までのアルバイト従業員がそのまま再雇用されて申請地の管理をしていくものと考えています。病害虫については、推進委員さんからご指導いただければと思っています。
- 7 番 アルバイトの人数を教えてくださいたいのと、説明のあった営農計画での収入目標はかなりの高額ですがどのように目標を達成する予定でしょうか。
事務局 現状は野菜中心ですが、施設ぶどうやブルーベリー等の果樹栽培も展開する中で目標達成したいとのこと。
- 17 番 アルバイトで中心となっている方はブラジルの日系 2 世の方数名だそうで、ケールは連作障害があるので 2 年ケールを栽培して 1 年ミニトマトを栽培する形だそうです。
- 7 番 であればブラジルの方が契約をすれば良いかと思いますが。
17 番 その方は自動車とか農機具の運転ができないとのこと、機械作業や手続き的なことは申請人が中心にやるとのことです。
- 議長 ほかにないようですので推進委員さんで何かございますか。
ないようですので、採決いたします。
- 議長 議案第 10 号の NO, 7 から NO28 までの 22 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。
挙手全員であります。
よって、議案第 10 号の NO, 7 から NO, 28 までの 22 件については、決定とすることに決しました。
- 議長 次に、議案第 10 号の NO, 29 から NO, 39 までの 11 件について、審議いたします。
事務局の説明を願います。
事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)
- 議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
ないようですので推進委員さんで何か補足説明がございますか。
- 議長 以上で説明が終了しました。
これより質疑意見に入ります。
農業委員さんで質疑意見はございませんか。
ないようですので推進委員さんで何かございますか。
- 議長 ないようですので、採決いたします。
議案第 10 号の NO, 29 から NO, 39 までの 11 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。
挙手全員であります。
よって、議案第 10 号の NO, 29 から NO, 39 までの 11 件については、決定とすることに決しました。
- 議長 次に、議案第 10 号の NO, 40 の 1 件について、審議いたします。
この案件につきましては、須坂市農業委員会会議規則第 11 条の規定により、議席番号 20 番の推進委員の退席をお願いします。

なお、議決後は着席を認めます。
それでは、事務局の説明を願います。
事務局
議長 (議案書に基づき朗読、説明。)
次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
ないようですので推進委員さんで何か補足説明がございますか。
ないようですので、これより質疑意見に入ります。
農業委員さんで質疑意見はございませんか。
推進委員さんで何かございますか。
議長 ないようでありますので、採決いたします。
議案第 10 号の NO, 40 の 1 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。
挙手全員であります。
よって、議案第 10 号の NO, 40 の 1 件については、決定とすることに決しました。
それでは、20 番の推進委員の着席を認めます。
議長 次に、議案第 10 号の NO, 41 から NO, 43 までの 3 件について、審議いたします。
事務局の説明を願います。
事務局
議長 (議案書に基づき朗読、説明。)
次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
推進委員さんで何か補足説明がございますか。
以上で説明が終了しました。これより質疑意見に入ります。
農業委員さんで質疑意見はございませんか。
推進委員さんで何かございますか。
議長 ないようでありますので、採決いたします。
議案第 10 号の NO, 41 から NO, 43 までの 3 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。
挙手全員であります。
よって、議案第 10 号の NO, 41 から NO, 43 までの 3 件については、決定とすることに決しました。
以上で審議案件は終了いたしました。
議長 次に、報告に移ります。
報告第 4 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」報告件数 2 件
及び報告第 5 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号(2 アール未満の届出)の規定による届出
について」報告件数 1 件について事務局の説明を願います。
事務局
議長 (議案書に基づき朗読、説明。)
質疑意見はございませんか。
議長 ないようでありますので、以上で報告を終わります。
これをもちまして、6 月総会を閉会といたします。
ご苦労様でした。

須坂市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により署名する。

令和 2 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員